# レポート・論文での「盗用・剽窃」禁止と「引用の仕方」について

レポートやゼミ論文(以下では「レポート等」とする)は、学生諸君がみずから資料を調べて、自分なりの考察を加えて執筆するものです。

一般に、書籍・雑誌その他紙媒体の資料、またはデジタルデータやインターネット上の情報の別を問わず、資料・情報の一部または全部をそのまま利用する行為は、「盗用」ないし「剽窃」行為として、教場試験におけるカンニング等と同様、不正行為として処分(譴責や無期停学、全科目無効を含む)の対象となることがあります。他人に自分のレポートを見せた場合も、処分の対象となることがあります。

論文、レポート作成等の際に、書籍等から「引用」することは著作権法等によって認められていますが、正当な「引用」と認められるためには、著作権法等によって定められた要件を充たすことが必要です。

また、他者の著作権を侵害しないように十分配慮しなければなりません。書籍等の資料やインターネット上の情報をそのままの形で利用することは論外ですが、情報の一部をレポート等の一部として安易にコピー&ペーストして利用することも許されません。

以下の注を必ず読んでください。また、授業担当教員の指示に従ってください。

### \*注「引用」について

他人の書いた文章やさまざまな資料・データを利用するには、一定のルールがあります。自分の考えや研究・調査の成果をレポート等にまとめるにあたり、様々な情報を参考にするのは当然のことといえるでしょう。また、著作物を作成するにあたり、論述の前提として、または自説の根拠の一部として他人の著作物を「引用」という形で利用することは、著作権法で認められています。ただし、引用はあくまでも例外的に認められるものであることを十分理解した上で、いくつかのルールに従わなければなりません。特に以下の点に注意してください。

### 1. 出典(出所)を明示すること

書籍・雑誌類については、出典(著者名、書名・雑誌名、該当ページ、(雑誌の場合は号数)、出版年等)を明示することが必要です。ウェブサイトから引用する場合は、アドレス(url)とアクセスした日付を明示することが一般的です。

#### 2. 引用は必要最小限であること

前述のように、引用はあくまでも例外的に認められるものです。レポート等の本文が《主》、引用される文章・データ類が《従》であることが求められます。必要以上に長文をそのまま利用する行為は引用に該当しない可能性があります。引用は、必要最小限の範囲にとどめなければなりません。

# 3. 《本文》と《引用した部分》を明確に区別すること

引用した部分とレポート等の作成者が書いた部分(本文)が明確に区別できるように、引用する部分は「」等で特定することも必要です。参照した資料を、レポート作成者の視点で「要約」ないし「変更」した場合、引用にはあたらず、不正な利用とされることもあります。

以上

社会科学部